

各位

会社名 プレミアグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長グループ CEO 兼 COO 柴田 洋一
(コード番号: 7199 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 金澤 友洋
(TEL. 03-5114-5701)

資本業務提携に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年8月8日開催の取締役会において、下記のとおり、伊藤忠商事株式会社（以下、「伊藤忠商事」）との間で資本業務提携（以下、「本資本業務提携」）に関する契約を締結し、伊藤忠商事に対し第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

I. 本資本業務提携の概要

1. 本資本業務提携の目的及び理由

当社は、「世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会づくりに貢献すること」をミッションに掲げ、自動車に関する複合的なサービスを展開してまいりました。現在は、中期経営計画(2024年3月期～2026年3月期)「ONE&ONLY 2026」に掲げた長期ビジョン「ONE&ONLYのオートモビリティ企業」の実現に向け、カープレミア事業モデルの確立に取り組んでおります。

更なる成長戦略の推進にあたり、重要な要素となっていた信用力と知名度の向上、そしてグローバル展開力の強化を補い、独立系としての強みを維持しつつ成長を継続するためには、大手総合商社との資本業務提携が最適な手段であると判断いたしました。

その中でも、高い知名度と、市場や顧客の課題に根差したマーケットインの発想、国内外のモビリティ領域における豊富な実績を有する伊藤忠商事が、当社の戦略と高い親和性を持つ最適なパートナーであると判断し、協業に向けた検討を進めてまいりました。

なお、伊藤忠商事は、「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」をグループ企業理念に掲げ、繊維、機械、金属、エネルギー、化学品、食料、住生活、情報、金融と多岐にわたる分野において、国内外で幅広いビジネスを展開する大手総合商社です。当社グループとはこれまで、タイ王国におけるオートファイナンス事業を展開する Eastern Commercial Leasing p.l.c. の第三者割当を同時に引き受けることで同社の事業拡大、経営強化を行うなど、互いの強みを活かした関係を築いてきました。

本資本業務提携は、当社のオートモビリティ分野におけるサービス力と、伊藤忠商事が持つ国内外への販売力・事業開発力を強固に連携させることで、既存事業の強化・拡大、新規事業の創出を通じて、両社の中長期的な企業価値向上を目指すものです。

また、タイ王国のみならず、国内外のオートファイナンス事業等の取り組みを優先的に検討・推進してまいります。さらに、当社グループは、カープレミアクラブを中心とした中古車領域の経済圏を拡大し、当社の成長戦略の更なる加速、強化に繋げてまいります。

2. 本資本業務提携の内容

(a) 資本提携の内容

当社は、2025年8月8日付で伊藤忠商事と資本業務提携契約を締結し、これに伴い、当社は伊藤忠商事に対して自己株式800,000株を割り当てる予定であり、同社の当社発行済株式総数に対する持株比率は1.97%となる見込みです。なお、伊藤忠商事は、今回の自己株式処分により発行される全株式を引き受ける予定です。

(伊藤忠商事による引き受けの内容)

引き受ける株式の種類及び数：普通株式800,000株(当社の発行済株式総数の1.97%)

引受金額：総額1,764,000,000円(1株当たり2,205円)

払込期日(予定)：2025年8月25日

割当方法：自己株式処分による

(b) 業務提携の内容

当社と伊藤忠商事は、両社の業績及び企業価値向上のために、以下の項目において互いに協力することに合意いたしました。

- ・当社グループによる、伊藤忠商事グループに対する当社グループが提供する商品又はサービスの導入及び販売
- ・伊藤忠商事グループによる、当社グループ又は当社グループの顧客若しくは取引先に対する伊藤忠商事グループが提供する金融、保険、ITサービス等の導入及び販売
- ・国内外のオートファイナンス、故障保証、オートモビリティ領域の共同事業展開、新規ビジネス創出及び買収
- ・本業務提携の円滑な進行のために必要な人財交流の実施

3. 本資本業務提携の相手先の概要

本資本業務提携の相手先である処分予定先の概要は、「II. 第三者割当による自己株式の処分 6. 処分予定先の選定理由等 (1) 処分予定先の概要」をご参照ください。

4. 日程

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2025年8月8日 |
| (2) 本資本業務提携契約締結日 | 2025年8月8日 |
| (3) 本自己株式処分の払込期間 | 2025年8月24日から2025年8月25日まで |

5. 今後の見通し

今後の見通しについては、「II. 第三者割当による自己株式の処分 8. 今後の見通し」をご参照ください。

II. 第三者割当による自己株式の処分

1. 処分概要

(1) 処分期日	2025年8月25日(予定)
(2) 処分株式総数	800,000株
(3) 処分価額	2,205円
(4) 調達資金の額	1,764,000,000円
(5) 募集又は処分方法(処分予定先)	伊藤忠商事に対する第三者割当
(6) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

上記「I. 本資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の目的及び理由」をご参照ください。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	1,764,000,000円
②発行諸費用の概算額	500,000円
③差引手取概算額	1,763,500,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用等であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
オートモビリティ領域の事業開発投資	1,763百万円	2026年3月期～2029年3月期

(注) 1. 調達した資金は、今後の事業環境や戦略的判断に応じて、既存株主の皆様の利益を十分に考慮しながら、適切に運用していく方針であります。本自己株式処分による手取金は、中期経営計画(2024年3月期～2026年3月期)「ONE&ONLY 2026」に掲げる長期ビジョン「ONE&ONLYのオートモビリティ企業」の実現に向けて、カープレミア事業モデルの確立を目指すために活用いたします。本資本業務提携の趣旨に則り、当社と伊藤忠商事が有するリソースやノウハウを結集し、市場やニーズに対応するオートモビリティ領域の事業開発を推進してまいります。これらの取り組みを通じて世界中の人々の豊かな社会づくりに貢献することで、株主価値の向上を実現できると考えております。なお、本自己株式処分による手取金の使途である事業開発投資につきましては、実際の事業開発の進捗状況や業績の推移により、金額や内容が変動する可能性があります。そのため、本有価証券届出書提出日現在において詳細な支出時期を明記することができず、支出予定時期の範囲内で順次充当することを記載しております。

2. 調達した資金は、実際の支出までは当社が当社銀行口座にて資金管理を図ります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり使途に充当することは、当社の財務健全性の維持の観点から、当社グループの中長期的な企業価値の向上及び既存株主の皆様の利益向上に資するものであると考えており、本第三者割当により調達する資金の使途については合理性があると判断しております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額については、本自己株式処分による本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である2025年8月7日までの直近1ヵ月間(2025年7月8日から2025年8月7日まで)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値に相当する金額である2,205円といたしました。本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間の終値の単純平均値を採用したのは、直前営業日という特定の日の株価のみを基準とするのではなく、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保できると判断したためであります。また、算定期間を直近1ヵ月としたのは、直近3ヵ月、直近6ヵ月と比較して、より直近の一定期間を採用することが、現時点における当社株式の価値を反映するものとして合理的であると判断したためであり、割当予定先と協議の上決定いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役会は、本第三者割当の条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本第三者割当につき決議いたしました。

当該処分価額は、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが求められております。この基準に照らして、当該処分価額は合理的な水準であると認識しております。また、当該処分価額は、マーケット・プライスであり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事業のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、本取締役会決議日の前営業日の終値（2,320円）に対して4.96%（小数点以下第三位を四捨五入、以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）のディスカウント、本取締役会決議日の直前営業日までの3ヵ月間（2025年5月8日から2025年8月7日）の終値平均値（2,102円）に対して4.90%のプレミアム、同6ヵ月間（2025年2月8日から2025年8月7日）の終値平均値（2,106円）に対して4.70%のプレミアムとなります。

上記処分価額につきましては、監査役3名全員（うち2名は社外監査役）が、上記算定根拠による処分価額の決定は適正・妥当であり、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

（2）処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による自己株式の処分により、割当先に対して割り当てられる株式数は、800,000株（議決権数8,000個）であり、これは2025年3月31日時点の当社の発行済株式総数40,540,170株に対して1.97%（総議決権数380,135個に対して2.10%）の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、本第三者割当は、本資本業務提携の一環として実施するものであり、これを通じた割当先との提携関係の強化は、当社グループの中長期的な企業価値の向上及び既存株主の皆様の利益向上に資するものであるため、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

6. 処分予定先の選定理由等

（1）処分予定先の概要

（1）名称	伊藤忠商事株式会社	
（2）所在地	大阪府大阪市北区梅田3丁目1番3号	
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役社長COO 石井 敬太	
（4）事業内容	総合商社	
（5）資本金	253,448百万円（2025年3月31日現在）	
（6）設立年月日	1949年12月1日	
（7）発行済株式数	1,584,889,504株（2025年3月31日現在）	
（8）決算期	3月	
（9）従業員数	（連結）115,089名（2025年3月31日現在）	
（10）主要取引銀行	みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行	
（11）大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16.36%
	BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT （常任代理人：株式会社三菱UFJ銀行）	10.29%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5.14%
	JP モルガン証券株式会社	2.58%
	日本生命保険相互会社	2.40%
	株式会社みずほ銀行	2.20%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人：株式会社みずほ銀行決済営業部）	2.19%

	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人：株式会社みずほ銀行決済営業部)		1.72%
	JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人：株式会社みずほ銀行決済営業部)		1.33%
	朝日生命保険相互会社		1.32%
(12) 当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
株主資本合計(百万円)	4,823,259	5,426,962	5,755,072
資産合計(百万円)	13,115,400	14,489,701	15,134,264
1株当たり株主資本(円)	3,314.35	3,771.77	4,059.19
収益(百万円)	13,945,633	14,029,910	14,724,234
売上総利益(百万円)	2,129,903	2,232,360	2,376,456
株主に帰属する当期純利益(百万円)	800,519	801,770	880,251
基本的1株当たり株主に帰属する 当期純利益(円)	546.10	553.00	615.65
1株当たり配当金(円)	140.00	160.00	200.00

- (注) 1. 「大株主及び持株比率」は、伊藤忠商事が2025年6月18日に提出した第101期有価証券報告書に記載された「大株主の状況」を基に記載しております。
2. 処分予定先である伊藤忠商事は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、処分予定先が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書(最終更新日2025年6月20日)に記載された「VI内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係・取引を遮断する方針を明示し、社員への教育啓蒙を定期的実施するとともに、取引等の相手方が反社会的勢力に該当しないことの事前確認を徹底する等、必要な社内体制の整備・強化を行う旨を表明しており、割当予定先及びその役員が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)には該当せず、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

(2) 処分予定先を選定した理由

「II. 第三者割当による自己株式の処分 2. 処分の目的及び理由」をご参照ください。

(3) 処分予定先の保有方針

当社は、処分予定先から、本株式を中長期的に継続して保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は処分予定先から、処分予定先が払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、及び、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

(4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分予定先が2025年6月18日に関東財務局長宛に提出している第101期有価証券報告書（2024年4月1日乃至2025年3月31日）に記載の連結財政状態計算書より、処分予定先において本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び現金同等物（549,573百万円）が確保されていることを確認しております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（2025年3月31日現在）		処分後	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15.90%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15.57%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	15.43%	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	15.11%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001（常任代理人 株式会社みずほ銀行）	8.24%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001（常任代理人 株式会社みずほ銀行）	8.07%
株式会社リクルート	4.73%	株式会社リクルート	4.64%
柴田 洋一	2.31%	柴田 洋一	2.26%
伊藤忠商事株式会社	—	伊藤忠商事株式会社	2.06%
株式会社あおぞら銀行	2.04%	株式会社あおぞら銀行	2.00%
損害保険ジャパン株式会社（常任代理人 株式会社日本カストディ銀行）	2.04%	損害保険ジャパン株式会社（常任代理人 株式会社日本カストディ銀行）	2.00%
J Pモルガン証券株式会社	1.68%	J Pモルガン証券株式会社	1.64%
GOVERNMENT OF NORWAY（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店）	1.43%	GOVERNMENT OF NORWAY（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店）	1.40%
計	53.79%	計	54.74%

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 処分後の大株主及び持株比率については、①処分前の保有株式数に、本自己株式処分により増加した株式数を加えた株式数を、②2025年3月31日現在の発行済株式総数40,540,170株から2025年3月31日現在の自己株式2,509,334株を減じ、本株式の株式数を加えた株式数で除した値を、保有株式数の割合として記載しております。

3. 本自己株式処分により、当社が保有する自己株式2,509,334株は割当後1,709,334株に減少いたします。（2025年3月31日現在の保有自己株式数から算出）

8. 今後の見通し

当社は、本資本業務提携及び本自己株式処分によって当社の企業価値及び株主価値が向上するものと考えておりますが、2026年3月期以降の連結業績への具体的な影響額については現時点では未定です。今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
営業収益（百万円）	25,465	31,546	36,409
営業利益（百万円）	4,245	6,195	6,815
親会社の所有者に帰属する当期利益（百万円）	3,994	4,608	4,651
総資産額（百万円）	101,431	125,274	184,988
基本的1株当たり当期利益（円）	103.17	119.39	122.61
1株当たり配当金（円）	21.00	28.00	40.00

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	40,540,170	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	661,200	1.63%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

（注）「発行済株式数に対する比率」は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始値	1,333円	1,710円	2,062円
高値	1,983円	2,091円	2,668円
安値	1,180円	1,350円	1,570円
終値	1,695円	2,061円	2,105円

（注）当社は、2022年7月20日開催の取締役会決議により、2022年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「始値」「高値」「安値」及び「終値」を算定しております。

②最近6ヵ月間の状況

	2025年2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	2,597円	2,203円	2,112円	2,123円	1,987円	2,089円
高値	2,613円	2,250円	2,145円	2,198円	2,150円	2,308円
安値	2,122円	2,018円	1,683円	1,877円	1,987円	1,987円
終値	2,182円	2,080円	2,123円	2,034円	2,099円	2,284円

③処分決議日前営業日における株価

	2025年8月7日
始値	2,330
高値	2,352
安値	2,313
終値	2,320

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①渡制限付株式報酬としての自己株式処分

処分期日	2023年7月27日
処分する株式の種類及び数	当社普通株式 54,000 株
処分価額	1株につき 1,727 円
処分価額の総額	93,258,000 円
株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く） 3名 22,680 株 当社の取締役を兼任しない委任型執行役員 7名 27,000 株 当社子会社の取締役 3名 4,320 株

②譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分

処分期日	2024年7月26日
処分する株式の種類及び数	当社普通株式 75,000 株
処分価額	1株につき 2,181 円
処分価額の総額	163,575,000 円
株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く） 3名 20,250 株 当社の取締役を兼任しない委任型執行役員 7名 22,500 株 当社子会社の取締役 3名 2,250 株 当社の従業員 5名 30,000 株

③譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分

処分期日	2025年7月24日
処分する株式の種類及び数	当社普通株式 67,000 株
処分価額	1株につき 2,114 円
処分価額の総額	141,638,000 円
株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く） 3名 27,000 株 当社の取締役を兼任しない委任型執行役員 6名 27,000 株 当社の従業員 3名 13,000 株

11. 処分要項

(1) 処分株式数	800,000 株
(2) 処分価額	2,205 円
(3) 処分価額の総額	1,764,000,000 円
(4) 処分方法	第三者割当の方法による自己株式処分
(5) 処分予定先	伊藤忠商事株式会社
(6) 申込期間	2025 年 8 月 24 日から 2025 年 8 月 25 日まで
(7) 処分期日	2025 年 8 月 25 日
(8) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

以 上